



平戸市監査公表第4号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の報告がありましたので、地方自治法第199条第14項の規定により、措置改善事項を公表します。

令和7年11月6日

平戸市監査委員 大浦 雄二
平戸市監査委員 首藤 毅彦



第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく財務監査、行政監査及び定期監査

第2 措置を講じた部局及び意思決定を行った部局

- ①生月支所地域振興課
- ②田平支所地域振興課
- ③大島支所地域振興課

第3 監査の期間

- ①令和7年4月24日から25日まで
- ②令和7年5月8日から9日まで
- ③令和7年5月15日

第4 措置を講じた内容及び意思決定を行った内容

別紙のとおり

定期監査「指摘事項等」に係る措置状況一覧表

【措置を講じた部局：生月支所地域振興課】

区 分	内 容	措置状況
指摘事項	1. 例規の整備について 平戸市集落排水処理施設条例施行規則において、引用条項に誤りが見られたので、適正な例規整備に努められたい。	令和7年8月6日の例規審査委員会において、当該規則の一部改正の審議を図っております。
	2. 予定価格調書について 予定価格が、平戸市契約規則第23条に定める額を超える契約を随意契約で行う場合、同規則第9条及び第25条の規定により予定価格調書を作成することになっているが、令和5年度の生月地区自然公園・観光施設清掃及び植栽維持管理業務委託（契約額2,100,330円）において作成されていなかったため、適正な事務執行に努められたい。	事務執行にあたり担当者のみならず決裁者を含め契約規則の遵守徹底に努めます。
指導事項	1. 契約事務について、 契約事務において、下記のとおり、不備な点がみられたので、平戸市契約規則等に基づき、適正な事務処理に努められたい。	
	(1) 令和4年度の山田地区公衆便所浄化槽維持管理清掃業務委託（契約額104,500円のうち浄化槽維持管理33,000円、汚泥引抜清掃71,500円）において、委託料の支払いは年2回（上半期・下半期）とし、契約額の2分の1に当たる52,250円が、令和4年10月と、令和5年4月にそれぞれ支払われている。しかしながら、浄化槽清掃記録票によると、汚泥引抜清掃は令和5年1月（下半期）に実施されており、履行されていない	令和7年度の契約について、6月に契約変更を行い、指摘事項にあった支払時期及び支払金額の変更をしています。

区 分	内 容	措置状況
	上半期に支払いを行うことは不適當と思われる。 また、大バエ園地駐車場公衆便所浄化槽維持管理清掃業務委託においても同様の事例が見られた。	
	(2) 令和 4 年度の生月支所高圧受電設備改修工事について、工事材料の納入の遅れにより、工期の延長が行われているが、これに伴う履行保証保険契約書が確認できなかった。	受注者が市は中工事实績のある業者であったため、事後に関係書類の提出がなされるものとして確認を怠っておりまして。以後、契約規則を遵守し失念の内容に関係書類の確認等の徹底に努めます。
	(3) 令和 4 年度の生月大橋公園 L E D 改修工事他 1 件について、廃棄物の処分に係るマニフェストや、工事検査後において、契約者に交付すべき工事完成確認書が添付されていないものが見られた。	後日、受託事業者へ連絡しマニフェストについて送付いただいております。以後、契約に係る関係書類等の確認及び保管の徹底に努めます。
意 見	1. 農業集落排水事業について 農業集落排水事業については、令和 12 年度を目途に廃止し、受益者 48 戸については、令和 13 年度において個別浄化槽へ移行することになっている。しかしながら、各戸の工事に際しては、聞き取り調査や工法選定などに時間を要することが想定されるため、移行期間については、単年度でなく、一定の期間を設け計画的に実施する方が望ましいと思われる。	個別浄化槽の移行については、設置後の個人費用負担の増加が生じることから、対象世帯への説明と意向を考慮し、十分な移行期間を確保しつつ、計画的な事業実施が図られるように検討を行います。
	2. 公衆トイレの管理について 生月地区にある公衆トイレは 13 か所で、他地区と比較して設置数が多い。令和 6 年度には大バエ灯台の公衆トイレを廃止するなど、耐用年数経過後の施設の廃止について検討がなされているところであるが、今	利用頻度が低い施設においては清掃回数を見直すなど費用削減に努めます。 また、トイレの休廃止については、県が整備した設備もありますので、県及び本庁各課との協議により、建物の老朽化や設備の必要性も踏まえ

区 分	内 容	措置状況
	後においても利用状況等を踏まえ経費の節減に努められたい。	適切な維持管理に努めます。

定期監査「指摘事項等」に係る措置状況一覧表

【措置を講じた部局：田平支所地域振興課】

区 分	内 容	措置状況
指導事項	1. 契約事務について、 契約事務において、下記のとおり、不備な点がみられたので、平戸市契約規則等に基づき、適正な事務処理に努められたい。	
	(1) 令和4年度の道の駅昆虫の里たびら管理運営業務において、執行伺や見積書徴取の手続きがなされていなかった。	ご指摘のとおり前段の手続きがなされていませんでした。今後は適正な書類作成に努めてまいります。
	(2) 令和5年度の田平支所清掃業務委託において、執行伺では市内業者3社を選定するとあるが、市外の業者が指名されていた。	市内に営業所があるため市内業者と表記しましたが、平戸市の営業所は入札参加資格審査申請を提出しておらず、ご指摘のとおり市外の業者でした。今後は、細心の注意をもって適正な事務に取り組んでまいります。
	(3) たびら昆虫自然園伐採工事契約他2件において、契約者に交付すべき工事完成確認書に誤った業者名が記載されているものや、契約書に市長印が押印されていないもののほか、完成確認書の添付漏れが見られた。 なお、工事関係の簿冊については、全般的に文書が時系列で編綴されていないため、整理を行われたい。	ご指摘の書類の誤記載、公印漏れ、添付漏れについては修正保存いたしました。今後は正確で整理された書類作成に努めてまいります。
	2. 浄化槽法定検査等について 令和5年10月に実施された、田平支所及び馬の元地区浄化センターの検査結果書によると、両施設とも処理水質は良好であるものの、「警報装置、消泡装置、散水装置、脱臭ファン」の故障などが指摘されているこ	主管課の市民課及び施設の保守点検委託業者と協議し、優先順位を決めて、令和8年度から対応してまいります。

区 分	内 容	措置状況
	とから、早めの改善を検討されたい。 3. 文書管理について 令和5年度に実施された田平支所庁舎空調設備改修工事設計業務委託において、竣工図や製品保証書が編綴されている簿冊「田平支所庁舎空調設備改修工事」の保存年限は5年とされているが、平戸市文書管理規程では、「工事関係書類で特に重要なもの(設計書等)」は永年となっているため、保存にあつては留意されたい。	ご指摘の竣工図や製品保証書が編綴されている簿冊「田平支所庁舎空調設備改修工事」の保存年限はご指摘のとおり「永年保存」で対応いたします。
意 見	1. 田平支所庁舎管理について 庁舎3階にある機械室をPCB汚染物保管場所としているが、保管場所については、環境省の基準において、「周囲に囲いがあること」が示されており、周囲から独立した建物であること、また、関係者以外の人が容易に近づけない場所と判断される。しかしながら、現在の保管場所は、民間会社等の事務所として使用許可している同じ階にあり、保管場所としては不適當と思われる。	現在保管場所はご指摘のとおり環境省の基準に該当していないため、総務課と協議し適正な保管場所確保に対応してまいります。

定期監査「指摘事項等」に係る措置状況一覧表

【措置を講じた部局：大島支所地域振興課】

区 分	内 容	措置状況
指導事項	1. 契約事務について、 契約事務において、下記のとおり、不備な点がみられたので、平戸市契約規則等に基づき、適正な事務処理に努められたい。	
	(1) 大島保育所消防設備等保守点検業務において、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間を期間とする長期継続契約がなされているが、本市の長期継続契約の運用においては、消防設備等保守点検の契約期間は2年となっている。	今後、「長期継続契約の運用」に準じて対応します。
	(2) 市道長崎鼻線道路改良工事について、令和4年12月26日に工事請負契約が締結され、令和5年3月13日に変更契約が行われている。変更契約書の第2条において、契約保証金の追納については、「平戸市契約規則第33条第1項第1号による免除」とされているが、保険会社からの保証書が添付されていなかった。	契約書作成チェックシート（ネットフォルダ契約管財班）を活用し、不備がないようチェック体制を強化していきます。
	(3) 大島村遮断型最終処分場シャッター修繕、市営大根坂白浜海水浴場監視業務委託に係る見積依頼書や契約書において、仕様書が添付されているが、具体的な修繕内容や業務内容・期間が不明瞭であった。	仕様書については、内容等を明確に記載します。
	2. 文書管理について 漁火館大規模改修工事において、設計図書等が編綴された簿冊の保存年限が10年とされている。これは、使用材料等の保証期間が10年となっていることが理由と思われるが、	保存年限を10年から永年に修正し、適正に対処しました。

区 分	内 容	措置状況
	竣工図などの簿冊の保存年限については、平戸市文書管理規程では、「工事関係書類で特に重要なもの（設計書等）」は永年となっているため、保存にあつては留意されたい。	
意見	1. ふるさと大島情報提供施設について 平成3年に難視聴地区を解消するための有線テレビ施設として開設し、平成21年度にはデジタル放送対応のための設備改修が行われ、令和7年度から経年劣化による機器の更新が年次的に予定されている。 一方、令和7年4月の大島地区の人口は859人と、平成21年度から約4割、戸数（444戸）にあつては約150戸減少している。現在、文字放送や独自番組の放送などが行われているが、支所の職員数も減少している中で、業務を継続していくことが難しくなることも想定されるため、今後の運営方法にあつては十分な検討をされたい。	今後の運営にあつては、本施設の設備更新後（令和12年度まで）、15年から20年を目途に施設の休廃止（地域移管を含め）の検討を行なうこととしており、ふるさと大島情報提供施設運営協議会等に諮りながら、その方針を検討していきます。